

公共工事発注にあたっての
総合評価落札方式
活用ガイド

技術を活かした
より質の高い
公共工事を
めざして

国土交通省国土技術政策総合研究所
総合技術政策研究センター
建設マネジメント技術研究室

はじめに

公共工事を取りまく環境は、近年、大きく変化してきています。価格と品質の両面で優れた工事であると同時に環境面や省資源への配慮、さらに建設される構造物の維持管理費の削減といった多様なニーズを満たした工事が求められてきています。一方で、政治や行政に対する不信から、より一層公正で公明な入札・契約を求めるニーズも高まってきています。

総合評価落札方式は、こうした新しい社会と時代の要請に応えるために導入された入札・契約方式です。公正さを確保しつつ民間技術を活用し、良質な工事を低廉な価格でタイムリーに調達する。そのことによって公共工事のハードとソフト面の総合的なレベルアップをはかる—これが総合評価落札方式がめざすものです。

この活用ガイドは、現在、総合評価落札方式を実施している国及び検討している地方公共団体の発注担当者のために編まれました。本方式をご理解の上、今後の入札・契約業務の一助になれば幸いです。

C O N T E N T S

Part1. 総合評価落札方式のねらいと新しい評価の方法

| | |
|---------------------------------------|---|
| 1. 総合評価落札方式がめざすもの 1 | 「価格」と「価格以外の要素(技術力)」を総合的に評価／総合評価落札方式3つのメリット |
| 2. どんな工事に適用されるのか 2 | 総合評価落札方式の適用が望ましい工事／標準ガイドラインによる評価する項目の例示／地方公共団体で実施する場合の注意点 |
| 3. 何を評価するか 3 | 評価の対象は、住民や利用者にとってメリットのある価格以外の要素 |
| 4. どう評価するか 4 | 落札者決定のキメ手は評価値／「必須評価項目」と「必須以外評価項目」 |
| 5. クリアすべき最低要件 5 | 予定価格と基準評価値 |
| 性能等のみを評価した場合の評価事例 | |
| A. 必須評価項目のみを評価 6 | |
| B. 必須評価項目と必須以外評価項目を評価 8 | |
| C. 必須以外評価項目のみ評価 10 | |
| 性能等以外のコストを評価した場合の事例 | |
| D. 工事価格以外の「その他コスト」を評価 12 | |
| 評価値の算出・総まとめ 14 | |

Part2. 総合評価落札方式の実施手順

| | |
|---|-----------------------------------|
| 1. 透明性の高い手続と公正な評価 15 | 入札・契約方式／発注者責任を果たすために |
| 2. 総合評価落札方式の全体的な流れ 16 | 公正さと公明性の確保／評価項目の選定から落札者の決定、工事完成まで |
| 3. 具体的な実施手順 | |
| (1) 評価項目の設定 17 | 何を評価するか |
| (2) 評価基準の設定 18 | 評価指標の設定／評価方式の設定／ペナルティ |
| (3) 技術提案の審査と評価 19 | 技術提案の募集／技術提案の審査 |
| (4) 履行検証 20 | 履行検証の目的／履行検証の内容 |
| 参考 国土交通省における総合評価落札方式の標準手続きフロー 22 | |

Part1.

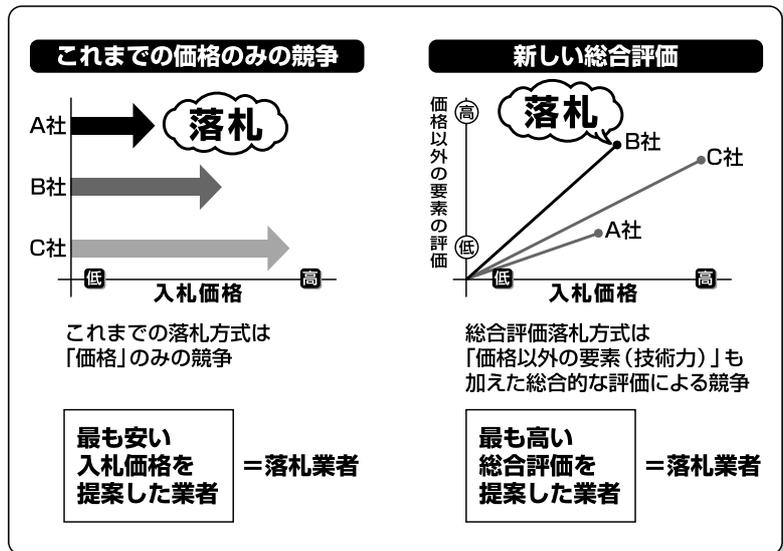
総合評価落札方式のねらいと新しい評価の方法

1. 総合評価落札方式がめざすもの

「価格」と「価格以外の要素(技術力)」を総合的に評価

これまでの発注方式は、一般的には標準的な設計、施工方法を用いて一番安い価格を提案した者を落札者とする方式でした。

総合評価落札方式は、民間企業の持つ優れた設計、施工方法に関する技術力を活かすことで、公共工事の総合的な価値を高めることを目指した新しい方式です。このため総合評価落札方式では、「価格」のほかに「価格以外の要素(技術力)」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示した者を落札者とすることができます。



総合評価落札方式3つのメリット

「価格以外の要素」として評価される「技術力」とは、当該工事に必要で、望まれるものとして発注者が募集し、民間企業などから技術提案を求める内容です。技術力とはまた、当該工事において評価に値する技術力ですから、技術力を「メリット」と言い換えることもできます。総合評価落札方式における主なメリットは、以下の3点です。

① 住民や利用者の満足度の向上

総合評価落札方式では、各工事サイトの特性に対応して、たとえば、騒音の低下、工期の短縮といったキメの細かい技術提案を求めることができます。

その結果、工事中の周辺影響の緩和や、より安全で安心できる施設の整備といったさらに品質の高い行政サービスを提供することにより、周辺住民や施設利用者の方々の満足度がより一層高まることが期待できます。

② 市場原理を活かした技術競争による品質の向上

発注者側にとって、総合評価落札方式は、工事内容にマッチした最適の技術提案を評価し、最適な企業を選定する入札・契約方式です。

価格とともに技術力を評価することによって、技術力による競争が促進されるために、高い技術力をもつ企業と契約し、より質の高い工事が実施されることが期待されます。

③ 優れた技術力を持つ企業の信用力の向上

総合評価落札方式では、工期や安全性や環境対策など価格に反映しにくかった技術力が評価されます。それは企業にとって、これまでに蓄積・開発したノウハウを活用し、落札するチャンスが増えることにつながり、優れた技術提案能力を持つ会社の社会全体からの信用が高まることが期待されます。

2. どんな工事に適用されるのか

総合評価落札方式の適用が望ましい工事

総合評価落札方式の適用が望ましい工事とは、技術提案を評価することによって相当程度の性能、機能等の向上が期待される工事であり、すなわち、発注者が技術評価に相当する対価を支払っても総合的に価値を高めるべきと考える工事です。

国が発注する公共工事に関しては、総合評価落札方式の実施に関する基本的事項が財務省と公共工事関係省庁との間で包括協議¹⁾として確認されており、この包括協議にもとづいて公共工事関係省庁がとりまとめた、標準ガイドライン²⁾の中で、適用できる工事が規定されています。

工事と評価する分野（標準ガイドラインにおける例示）

標準ガイドラインでは、総合評価落札方式が適用できる工事として、技術提案にもとづいた総合的な価値の向上が得られる工事が規定されており、工事において評価する項目の分野と具体的な評価項目が例示されています。

※国の機関において、包括協議で確認された以外の方法等で公共工事の発注にあたり、価格以外の要素を評価する場合は、財務省との個別協議が必要とされています。

具体的には、交通渋滞が発生しやすい都市中心部において交通規制時間の短縮が期待される工事や、学校や病院が近い場所での騒音低減を図る工事といったものがあげられます。

標準ガイドラインの規定に基づく評価する項目の設定例

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 総合的なコストの削減につながる工事 | <ul style="list-style-type: none">・維持管理費・更新費など・その他、補償費など |
| 2. 工事目的物の性能・機能の向上が実現できる工事。 | <ul style="list-style-type: none">・初期性能の持続性の向上。・強度、耐久性、安定性の向上。・美観や供用性の向上。 |
| 3. 社会的要請に対応した工事。 | <ul style="list-style-type: none">・環境の維持（騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染など）・交通の確保（規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など）・特別な安全対策・省資源対策／リサイクル対策 |

地方公共団体で実施する場合の注意点

地方公共団体においても適用する工事は同様なものと考えられますが、地方自治法施行令³⁾において、工事の入札契約に総合評価を行う場合は、本方式の適用の決定、評価方法の決定、落札者の決定の各段階において「学識経験を有する2人以上の意見を聴かなければならない」とされていますので、適用する場合には注意が必要です。

1)、2) 総合評価落札方式が適用できる工事や、1) 包括協議、および、2) 標準ガイドラインの内容については、「公共工事における総合評価落札方式の手引き・事例集」等に掲載されている「工事に関する入札に係わる総合評価落札方式標準ガイドライン」に詳しく書かれています。

3) P.16のコラム欄、および、「地方自治法施行令 第167条の10の2」等を参照して下さい。

3. 何を評価するか

評価の対象は、住民や利用者にとってメリットのある価格以外の要素

前頁で、総合評価落札方式による発注が望ましい工事をみてきましたが、では、それらの工事のどこが評価の対象となるのでしょうか。

総合評価落札方式で評価の対象となるのは、橋やトンネルといった構造物自体の強度や耐久性の向上といった「性能・機能」に関する事項、工事途中における騒音の低下や規制車線数の減少といった環境の維持、また交通の確保、特別な安全対策、省資源対策・リサイクル対策などの「社会的要請」に係るさまざまなメリットです。

このほか、工事価格以外の補償費、ライフサイクルコストの削減といったメリットも「その他コスト」として評価の対象となります。

このような評価項目の中から、周辺住民やインフラの利用者にとってメリットのある項目の候補を選び、最終的に評価を求める項目を決定します。

※評価項目の設定については、p.17のコラム参照。

工事内容、場所等の条件からの評価項目候補の検討例 (AS舗装 大都市 周辺病院等に近接した工事)

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 〈工事の種類〉 | 〈工事の場所〉 | 〈特殊条件〉 |
|--------------------|---------------------|----------------|---------|---------|----------|
| | | | 道路工事一般 | 都市中心部 | 特殊条件 |
| | | | AS舗装 | 大都市 | 病院・学校に近接 |
| ①総合的なコストに関する項目 | ・ライフサイクルコスト ・その他 | 維持管理費 | | | |
| | | 更新費 | | | |
| | | 補償費等 | | | |
| ②工事目的物の性能・機能に関する事項 | ・性能 ・機能 | 初期性能の持続性 | | | |
| | | 騒音低減 | ◎ | ○ | ○ |
| | | 強度 | | | |
| | | 耐久性 | | | |
| | | 安定性 | | | |
| | | 美観 | | ○ | ○ |
| | | 供用性 | ○ | ○ | ○ |
| ③社会的要請に関する事項 | ・環境の維持 | 騒音 | ○ | ◎ | ◎ |
| | | 振動 | | ○ | ○ |
| | | 粉塵 | | | |
| | | 悪臭 | | | |
| | | 水質汚濁 | | ○ | |
| | | 地盤沈下 | | | |
| | | 土壌汚染 | | | ○ |
| | | 景観 | | ○ | ○ |
| | | 大気汚染 | | ○ | ○ |
| | | 生活環境 | | ○ | |
| | 生態系 | | | | |
| | ・交通の確保 | 規制車線数 | ○ | ○ | |
| | | 規制時間 | ◎ | ◎ | |
| | | ネットワーク | ○ | ○ | |
| | | 災害復旧 | | | |
| | ・特別な安全対策 | 安全対策の良否 | ○ | ○ | ◎ |
| | | 災害リスク | | | |
| | ・省資源／リサイクル対策 | 省資源対策 | | | |
| | | リサイクルの良否 効率 | | | |

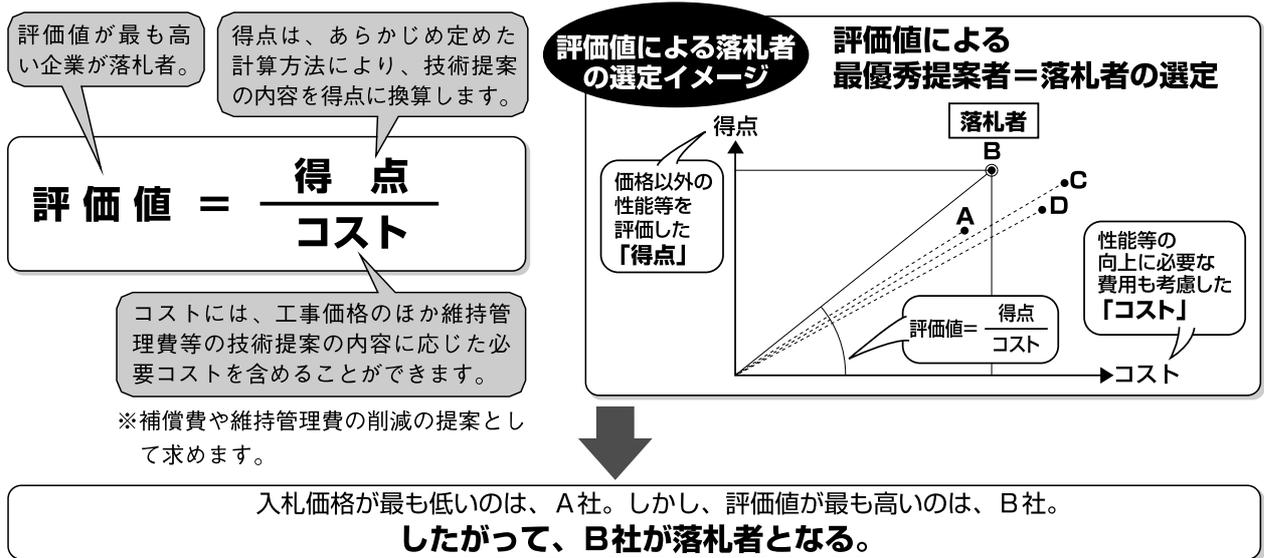
凡例：◎は評価項目の候補として重要。○は条件を考慮して評価項目の候補として検討。

4. どう評価するか

落札者決定のキメ手は評価値

総合評価落札方式では、価格のほかに入札企業から提案されたさまざまな技術提案にもとづいて実現するメリットを加味して総合評価します。

具体的には、このメリットをさまざまな評価指標をもとに「得点」に換算します。そうして、この得点と入札価格とを対比して評価値を求め、「価格」だけではなく、技術提案のメリットを評価した「得点」と、工事価格とその他の必要なコスト*を含めた「コスト」を比較した「評価値」が最も高かった者が落札者となります。



「必須評価項目」と「必須以外評価項目」

総合評価落札方式では、評価対象の項目を、「必須評価項目」と「必須以外評価項目」の2種類に分類しています。

「必須評価項目」とは、当該工事の性能等の向上に非常に重要であるため、その性能の向上に応じたコストを負担して積極的な提案を求めようとするものです。このため必須評価項目に対しては、予定価格の中に性能の向上に見合ったコスト＝「総合評価管理費」が計上され、性能等の向上に応じた点数＝「 α 」が得点に加算されます。

「必須以外評価項目」とは、性能等の向上に重要であっても、その評価方法が定量的(貨幣換算)に確立できていない¹⁾ようなものです。従って、「必須以外評価項目」に対しては、総合評価管理費は計上されませんが、その性能等に応じた点数＝「 β 」が得点に加算²⁾されます。

- 1) 例えば、効果を定性的にしか評価できない、効果を貨幣換算できない等。
- 2) 必須以外評価項目の加算点については、p.10のコラム参照。

COLUMN

| 本書で紹介している主な総合評価の方法 | | |
|---------------------|-----------------------|---|
| 性能等のみを評価した場合の事例 | A. 必須評価項目のみを評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格に「総合評価管理費」を計上。 ・ 性能等の向上レベルに応じて「α点」を加算。 →P6、7参照 |
| | B. 必須評価項目と必須以外評価項目を評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 必須評価項目に関しては上記に同じ。 ・ 必須以外評価項目に対しては「β点」を加算。 →P8、9参照 |
| | C. 必須以外評価項目のみを評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格に、総合評価管理費は計上されないが、「β点」が加算される。 ・ 「その他コスト」として扱われるが、入札工事価格に「その他コスト」の提案額を加える。 →P10、11参照 |
| 性能等以外のコストを評価した場合の事例 | D. 工事価格以外のその他コストを評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「その他コスト」は、「必須評価項目」あるいは「必須以外評価項目」としても評価される。 →P12、13参照 |

5. クリアすべき最低要件

予定価格と基準評価値

総合評価落札方式では、評価値が落札者決定の判断基準ですが、その前提として提案内容が以下の基準となる要件をクリアしていなければなりません。

要件1 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること

「予定価格」とは、求められる技術力で目標状態を実現するために必要なコストです。つまり、発注者が求める100点満点を実現するために必要なコストですが、この「予定価格」の中には、標準仕様を上回る性能の向上に見合ったコスト「総合評価管理費」や工事費以外の補償費などの「その他コスト」も含まれます。入札価格は、この予定価格以下であることが必要です。

要件2 技術提案が全ての評価項目に関する最低限の要求要件を満たしていること

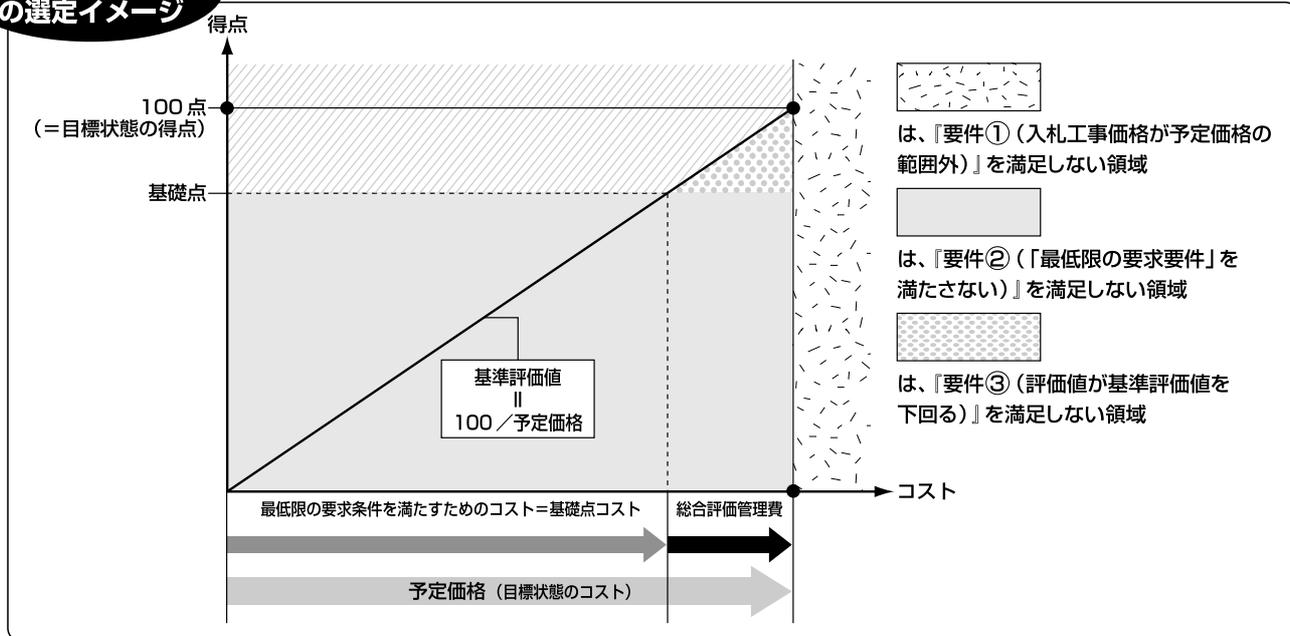
技術提案の内容は、技術提案の有無にかかわらず、評価項目ごとに標準仕様として示された状態を全て満足することが必要です。ちなみに、標準仕様に必要なコストを「基礎点コスト」と呼び、標準仕様の状態の得点を「基礎点」と呼びます。従って、「基礎点」は、100点満点を実現するための「予定価格」に占める「基礎点コスト」の割合ということになります。

要件3 評価値が基準評価値を下回っていないこと

基準評価値は、評価値について最低限の得点/コストの比を定めたもので、以下の式で算定します。技術提案は、この基準となる得点/コストの比以上の評価を受けるものであることが必要です。

$$\text{基準評価値} = \left(\frac{100 \text{点}(\text{目標状態の得点})}{\text{予定価格}(\text{目標状態のコスト})} \right) < \text{評価値}$$

評価値による落札者の選定イメージ



の領域の中で、評価値の最も高い業者が落札者。

A 必須評価項目のみを評価

コストの考え方

[1] 予定価格とは、標準仕様(基礎点の状態)を超えて目標とする状態(100点)を達成するのに必要なコストです。

$$\text{予定価格} = \text{基礎点コスト} + \text{総合評価管理費}$$

[2] 総合評価管理費は以下の方法で求めます。

(イ) 基礎点コストと予定価格をそれぞれ積算によって求め、差額を総合評価管理費とする。

$$\text{総合評価管理費} = \text{予定価格(目標状態のコスト)} - \text{基礎点コスト}$$

走行騒音の低減を必須評価項目とした舗装工事のケース

- ・ 89dBを達成する標準設計に基づく積算工事価格を基礎点コストとする。
- ・ 目標状態の87dBを達成する設計に基づく積算工事価格を予定価格とする。

(ロ) 目標状態を達成することで得られる社会便益等の貨幣換算値を総合評価管理費とする。

$$\text{総合評価管理費} = \text{社会的な便益の貨幣価値}$$

通行止め時間を必須評価項目とした橋梁撤去工事のケース

- ・ 8時間の通行止めが必要な標準案に基づく積算工事価格を基礎点コストとする。
- ・ 短縮可能な通行止め時間を7時間として、「費用便益マニュアル」による時間価値を算出し、これを総合評価管理費とする。

得点の考え方

[1] 予定価格と基礎点コストの比が基礎点です。

$$\text{基礎点} = \frac{\text{基礎点コスト}}{\text{予定価格}} \times 100\text{点}$$

[2] 加算点は、評価項目ごとに以下の方法で求めます。

$$\text{加算点} (\alpha) = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{評価指標の提案値} - \text{標準案の値}}{\text{目標状態の値} - \text{標準案の値}}$$

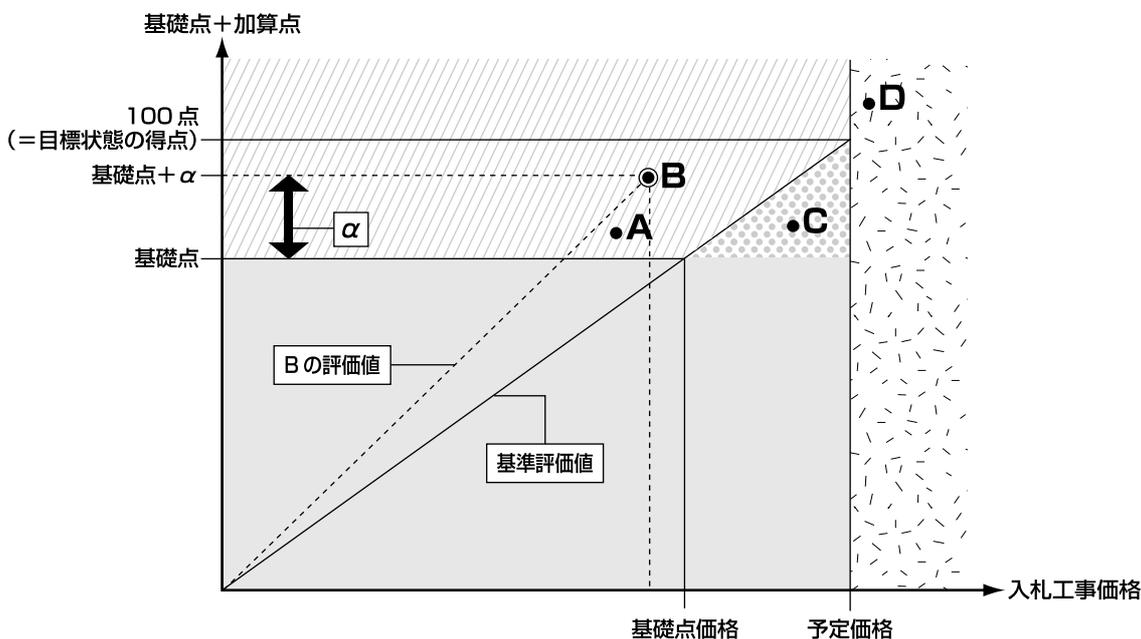
走行騒音低減を必須評価項目とした舗装工事のケース

- ・ 騒音測定車を用いて測定した騒音値が評価の指標。
- ・ 基礎点の状態を89dBとし、基礎点コストが目標状態(100点・87dB)に相当する予定価格の80%であった場合は
 - 基礎点は80点
 - 加算点の満点は20点
- ・ 技術提案の内容が88dBであった場合は
 - 提案値は88dB、標準案の値から1dB向上
 - 目標状態の値は87dBで、標準案(基礎点の状態)の値89dBから、2dB向上
 - 加算点(α) = 20点 × 1dB / 2dB = 10点

評価値の求め方

$$\text{評価値} = \frac{\text{基礎点} + \alpha}{\text{入札価格}} \quad \left(\geq \text{基準評価値} = \frac{100\text{点}}{\text{基礎点コスト} + \text{総合評価管理費}} \right)$$

A 性能等に関する必須評価項目のみを評価した事例



-  は、『要件①（入札工事価格が予定価格の範囲外）』を満足しない領域
-  は、『要件②（「最低限の要求要件」を満たさない）』を満足しない領域
-  は、『要件③（評価値が基準評価値を下回る）』を満足しない領域



✕ D社は、『要件①』を満たしていない(予定価格を超過)。

$$\text{入札工事価格} \geq \text{予定価格} = \text{基礎点コスト} + \text{総合評価管理費}$$

✕ C社は、『要件③』を満たしていない(基準評価値を下回る)。

$$\text{評価値} = \frac{\text{基礎点} + \alpha}{\text{入札工事価格}} \leq \text{基準評価値} = \frac{100\text{点}}{\text{予定価格}}$$

✕ A社は、入札価格では上位だが、評価値がB社を下回る。

○ B社は3つの要件をクリアし、評価値が最も高いので落札者となる。

B 必須評価項目と必須以外評価項目を評価

コストの考え方

[1] 予定価格とは、標準仕様(基礎点の状態)を超えて目標とする状態(100点)を達成するのに必要なコストです。

$$\text{予定価格} = \text{基礎点コスト} + \text{総合評価管理費}$$

[2] 必須評価項目に対しては、総合評価管理費が予定価格に計上されます。

総合評価管理費の求め方は、前述 **A** と同じです。

得点の考え方

[1] 予定価格と基礎点コストの比が基礎点です。

$$\text{基礎点} = \frac{\text{基礎点コスト}}{\text{予定価格}} \times 100\text{点}$$

[2] 必須評価項目に対しては、 α 点 が加算され、必須以外評価項目に対しては β 点 が加算されます。従って、ケース **B** の得点は、以下のようになります。

$$\text{得点} = \text{基礎点} + \alpha + \beta$$

ケース **B** では、得点が100点以上になる場合も考えられますが、コストの上限は、あくまで予定価格です。

[3] 必須以外評価項目の加算点の考え方。

必須以外評価項目として提案を求める性能等の向上に必要な概算工事費や社会的便益費等を求め、それらの費用が予定価格に占める割合で、加算点 β の得点配分を設定します。

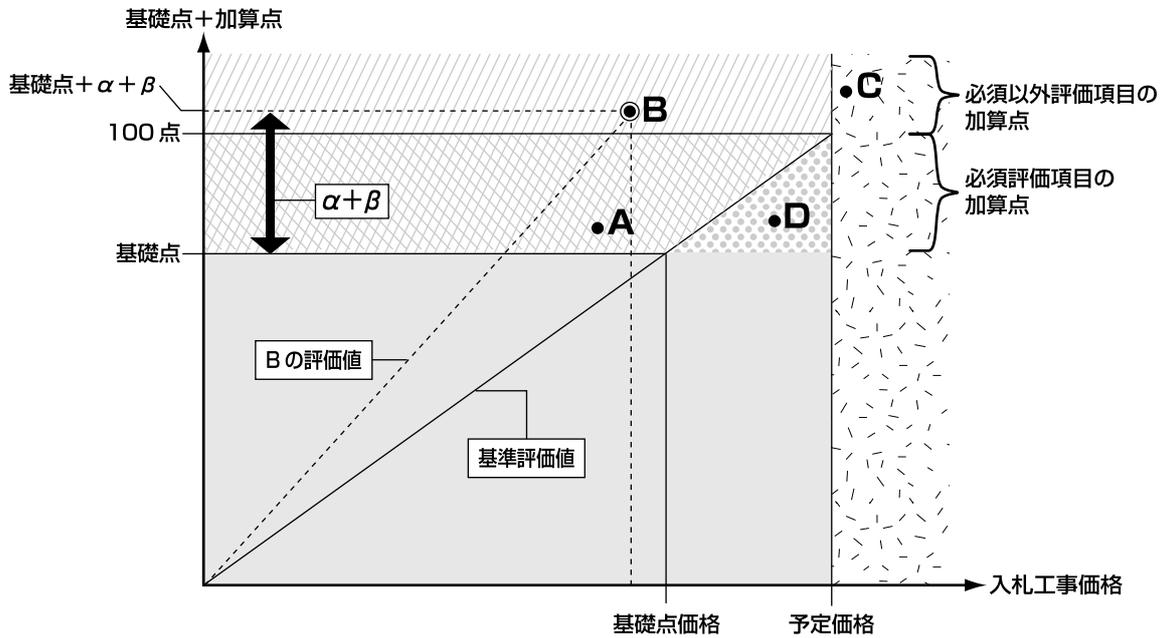
工事騒音の低減を必須以外評価項目とした道路改良工事

- ・ 必須評価項目については、目標状態を満たし、工事騒音については、標準的な設計に基づく騒音値75dBを満たす積算工事価格を予定価格とする。
- ・ 周辺の騒音などを考慮して、工事騒音を65dBまで低減する提案を評価する。
→ 工事騒音(必須以外評価項目)の評価の上限は、10dBまでの改善。
- ・ 10dBの改善に必要な費用を、防音壁の設置等を想定して仮想積算する。
- ・ 工事騒音10dBの改善に必要な費用が予定価格の5%相当額。
→ 10dBの工事騒音低減に対して、加算点5点を設定。
- ・ 工事騒音低減の提案内容が、67dB(8dBの改善)だった場合
→ 加算点(β) = 5点 × 8dB / 10dB = 4点

評価値の求め方

$$\text{評価値} = \frac{\text{基礎点} + \alpha + \beta}{\text{入札価格}} \left(\geq \text{基準評価値} = \frac{100\text{点}}{\text{基礎点コスト} + \text{総合評価管理費}} \right)$$

B 性能等に関する必須評価項目と
必須以外評価項目を評価した事例



-  は、『要件①（入札工事価格が予定価格の範囲外）』を満足しない領域
-  は、『要件②（「最低限の要求要件」を満たさない）』を満足しない領域
-  は、『要件③（評価値が基準評価値を下回る）』を満足しない領域



✕ C社は、『要件①』を満たしていない(予定価格を超過)。

$$\text{入札工事価格} \geq \text{予定価格} = \text{基礎点コスト} + \text{総合評価管理費}$$

✕ D社は、『要件③』を満たしていない(基準評価値を下回る)。

$$\text{評価値} = \frac{\text{基礎点} + \alpha + \beta}{\text{入札工事価格}} \leq \text{基準評価値} = \frac{100\text{点}}{\text{予定価格}}$$

✕ A社は、基準評価値を上回っているが、評価値がB社を下回る。

○ B社は3つの要件をクリアし、評価値が最も高いので落札者となる。

④ 必須以外評価項目のみを評価

コストの考え方

[1] 予定価格とは、標準案の状態を達成するのに必要なコストです。

このケースでは、総合評価管理費は計上されません。

$$\text{予定価格} = \text{標準案の状態のコスト}$$

得点の考え方

[1] 必須以外評価項目のみを評価する場合は、標準案の状態の得点（基礎点）が常に100点となるため、これを標準点とします。得点は標準点(100点)に加算点(β)が加算されます。

$$\text{得点} = 100\text{点} + \beta$$

※必須以外評価項目のみ評価する場合に国土交通省が用いている標準的な加算点の設定方法については、下記コラム参照。

評価値の求め方

$$\text{評価値} = \frac{100\text{点} + \beta}{\text{入札価格}} \left(\geq \text{基準評価値} = \frac{100\text{点}}{\text{予定価格}} \right)$$

COLUMN

必須以外評価項目のみを評価する場合の加算点の設定方法

総合評価落札方式による公共工事を促進するためには、性能等の評価方法の確立が急がれるところです。国土交通省では、平成14年6月の通達*により、必須以外評価項目のみを評価する場合の標準的な加算点の設定と数値化が困難な評価項目に対する定性的な評価に基づいて加算点を付与する方式を用いて総合評価落札方式の試行を進めています。

1. 標準的な加算点の設定

・当面、標準点を100点、加算点を10点として配点する。

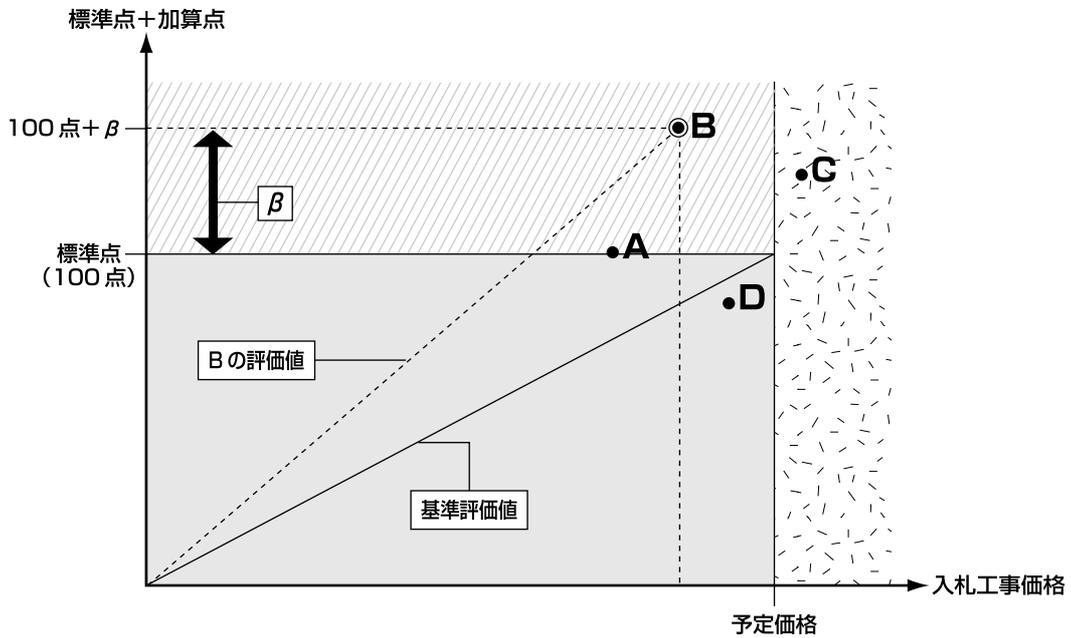
2. 加算点の評価方式

・数値方式(定量的評価) → 評価項目の性能等の数値により、点数を付与する。
 ・判定方式(定性的評価) → 数値化が困難な評価項目の性能等については「優・良・可」で判定する。
 優=10点 良=5点 可=0点

・順位方式(定性的評価) → 数値化が困難な評価項目の性能等については入札参加者を順位づけし、最上位者は10点、最下位者を0点として、中間の者には均等に按分して点数を付与する。

※「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について(国地契第12号、国官技第58号、国営計第33号、平成14年6月13日)」

C 性能等に関する必須以外評価項目のみを評価した事例



- は、『要件①（入札工事価格が予定価格の範囲外）』を満足しない領域
- は、『要件②（「最低限の要求要件」を満たさない）』を満足しない領域

注) 必須以外評価項目のみ評価する場合は、総合評価管理費を計上しないため、『要件①』、『要件②』を満足すると自動的に『要件③（「基準評価値を下回らない」）』が満足される。



- ✕ C社は、『要件①』を満たしていない(予定価格を超過)。
入札工事価格 ≥ 予定価格
- ✕ D社は、『要件②』を満たしていない(「最低限の要求要件」を満たさない)。
- ✕ A社は、入札工事価格では上位だが、評価値がB社を下回る。

○ B社は、2つの要件をクリアし、評価値が最も高いので落札者となる。

D 工事価格以外の「その他コスト」を評価

「その他コスト」とは

総合評価落札方式では、補償費や維持管理費といった工事価格以外の支出額の削減に対する提案についても評価することができます。この場合、技術提案の内容を得点としてではなく、工事費以外の削減額として評価します。このように、工事費以外のコストとして評価する評価項目を、「その他コスト」と呼んでいます。

コストの考え方

[1] 「その他コスト」を評価する場合、評価値を算定する上での分母のコストとなる入札価格に「その他コスト」の提案額を加えた価格を用います。

$$\text{コスト} = \text{入札工事価格} + \text{「その他コスト」の提案額(必須・必須以外)}$$

[2] 必須評価項目と必須以外評価項目の2種類の「その他コスト」

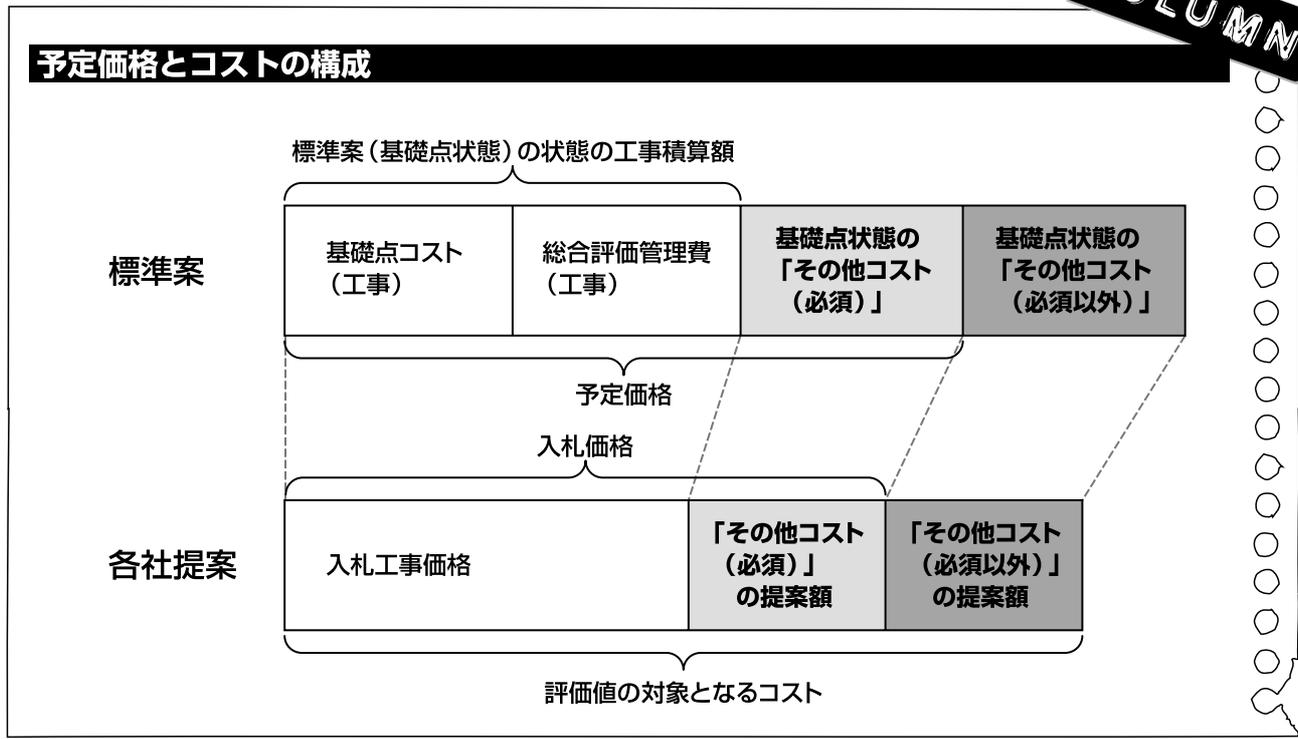
「その他コスト」は、予定価格の一部として考慮する「その他コスト(必須)」と考慮しない「その他コスト(必須以外)」があり、工事の完成と不可分な要素として評価する項目が「その他コスト(必須)」となります。

| | | |
|--------|--------------|-------------------------|
| その他コスト | その他コスト(必須) | ・工事による水位低下に伴うダムの減電補償費など |
| | その他コスト(必須以外) | ・維持管理費/ライフサイクルコスト |

[3] 「その他コスト」を考慮して総合評価する場合の基準となる予定価格は、工事に係る予定価格に基礎点状態の「その他コスト」を加えたものです。

$$\begin{aligned} \text{予定価格} &= \text{基礎点コスト} + \text{総合評価管理費} \\ &+ \text{基礎点状態(技術提案の無い標準案の状態)の「その他コスト(必須・必須以外)」} \end{aligned}$$

COLUMN



「その他コスト」の求め方

「その他コスト(必須)」は、以下のように求めます。
 (「その他コスト(必須以外)」も同様な計算方法で求めます)。

工事による水位低下期間に応じた減電補償費(その他コスト(必須))

- ・水位低下期間に対する減電補償費(工事中の水位低下に伴う発電会社への補償費)の算定方式を設定。
 →例えば、補償基準として「1週間当たり100万円」。
- ・標準案によって施工した場合の水位低下期間をもとに、水位低下期間の短縮を評価する週数の上限を設定。
 →例えば、標準案の60週の水位低下に対して評価の上限は40週(20週短縮)。

・週当たりの補償費を100万円とすると、標準案(基礎点状態)の「その他コスト(必須)」は

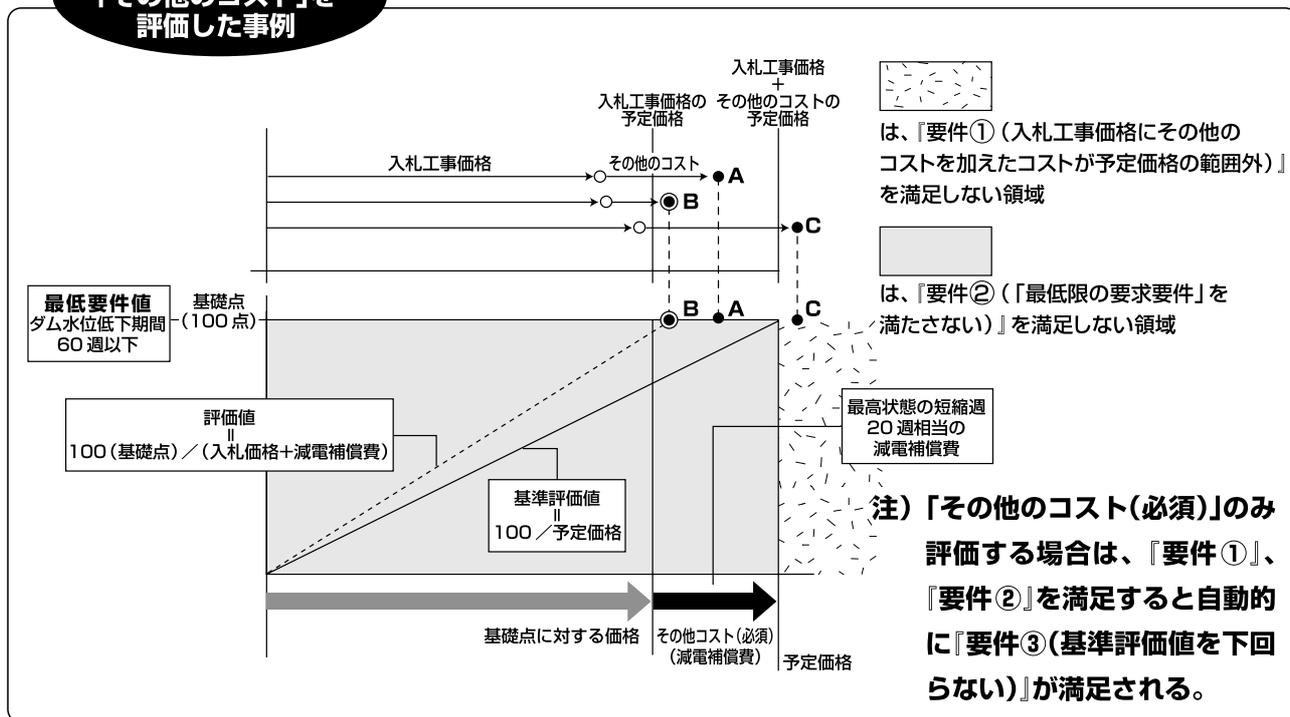
$$2000万円 = 100万円 \times 20週$$

・標準案よりも短い期間で施工可能な技術提案に対して「その他コスト(必須)」の提案額を算定。

→例えば、水位低下期間を52週とした技術提案での「その他コスト(必須)」の提案値は

$$1200万円 = 100万円 \times (20週 - (60週 - 52週))$$

D 工事価格以外の「その他のコスト」を評価した事例



最低要件を満たす工事費の評価は、A社が最も上位で、以下B社、C社の順となるが、これに工期短縮による減電補償費を加えた場合の評価値は、B社が最上位。

よってB社が落札者となる。

評価値の算出・総まとめ

これまで、4つのケースにおける評価値の算出法をみてきましたが、そのほかに評価項目のさまざまな組み合わせが考えられます。そこで、以下、7つのケースにおける評価値の算出法をまとめておきます。

1 価格と性能等に係る必須評価項目のみの総合評価(ケースA)

$$\text{評価値} = \frac{\text{基礎点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{基礎点} + [\text{各必須評価項目の加算点の合計}]}{\text{入札価格}}$$

2 価格と性能等に係る必須以外評価項目のみの総合評価(ケースC)

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + [\text{各必須以外評価項目の加算点の合計}]}{\text{入札価格}}$$

3 価格と性能等に係る必須評価項目と必須以外評価項目の総合評価(ケースB)

$$\text{評価値} = \frac{\text{基礎点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{基礎点} + [\text{各必須評価項目の加算点の合計}] + [\text{各必須以外評価項目の加算点の合計}]}{\text{入札価格}}$$

4 価格と「その他コスト」に係る必須評価項目のみの総合評価

$$\text{評価値} = \frac{\text{基礎点}}{\text{入札価格}(\text{入札工事価格} + \text{「その他コスト」})} = \frac{\text{基礎点}}{\text{入札工事価格} + \text{「その他コスト」の合計費用}}$$

5 価格と「その他コスト」に係る必須以外評価項目のみの総合評価

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点}}{\text{入札価格}(\text{入札工事価格} + \text{「その他コスト」})} = \frac{\text{標準点}}{\text{入札工事価格} + \text{「その他コスト」の合計費用}}$$

6 価格と「その他コスト」、性能等に係る必須評価項目がある場合の総合評価

$$\text{評価値} = \frac{\text{基礎点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}(\text{入札工事価格} + \text{「その他コスト」})} = \frac{\text{基礎点} + [\text{各必須評価項目の加算点の合計}]}{\text{入札工事価格} + \text{「その他コスト」の合計費用}}$$

7 価格と「その他コスト」、性能等に係る必須以外評価項目のみの場合の総合評価

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}(\text{入札工事価格} + \text{「その他コスト」})} = \frac{\text{標準点} + [\text{各必須評価項目の加算点の合計}]}{\text{入札工事価格} + \text{「その他コスト」の合計費用}}$$

Part2.

総合評価落札方式の 実施手順

1. 透明性の高い手続と公正な評価

入札・契約方式

総合評価落札方式は、すでに述べてきたように、技術面での競争を促し、民間の技術革新の促進を目的としたものですが、もうひとつの忘れてならない重要な側面は、透明性の高い手続と公正な評価をもとに実施される入札・契約方式であるということです。

入札公告の段階で、評価項目と評価指標をあらかじめ定めて技術提案を募集し、評価値という客観的な指標で、企業を選定します。この間のさまざまな手続の中にも、応札した企業への説明が義務づけられています。

また、適切な施工を監督し、履行責任を求めることも定められています。

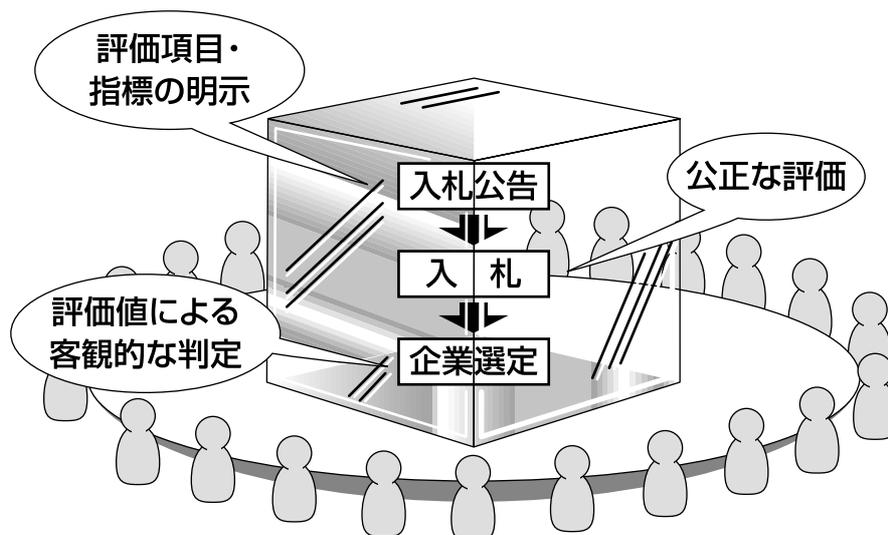
発注者責任を果たすために

近年、税金の使途への不満、政治や行政に対する不信、さらに環境に対する関心の高まりなど、公共工事に対する国民の目は厳しさを増してきています。

総合評価落札方式は、こうした公共工事に対する国民の不信や不満を払拭する上で重要な役割を果たすものと期待されています。

国民の代理人として、低廉な価格で良質の工事を発注し、万人に納得される公正で透明な選定をする責務を負った発注担当者にとっては、発注者責任を果たす上でも、さまざまな公共工事に早急に採用されることが望まれるところです。

公正・透明な評価と手続き のための3つのポイント



『万人が納得する公正で透明な選定!』

2. 総合評価落札方式の全体的な流れ

公正さと公明性の確保

総合評価落札方式は、価格のみの競争による自動落札方式と異なり、価格のほかに工事全体の質を高めるメリットを追求します。

どんなメリットを選択するか、そのメリットをどう評価するかといった落札者決定に至るプロセスの背景には、国民(納税者)の代表としての発注者の意志が反映されることとなります。

従って、何よりも納得されやすい客観的な指標に基づく公正で公明な運用が求められます。

また、周辺住民や利用者はもとより入札参加者に評価項目の選定や技術提案の最終判定の基準などに関して、的確に説明することが求められます。

評価項目の選定から落札者の決定、工事完成まで

工事を実施するにあたっては、まず、評価項目を選定し、評価方法を設定します。

次に入札公告にその内容を明記し、技術提案を求めます。

入札企業から提案された内容を審査し、実績その他から提案内容の実現性、有効性を確認した上で、内容を評価して得点等に反映させ、価格とメリットを総合的に勘案して、最も優れた提案を行ったものが落札者となります。

総合評価落札方式は、入札・契約方式ですから、契約内容の履行と検証、そして契約内容が不履行であった場合のペナルティも設定しておく必要があります。

COLUMN

総合評価落札方式の採用から実施、評価の流れ

総合評価落札方式の適用を決定★

- 評価項目の選定
 - ・適用工事の条件を把握。
 - ・条件に応じた評価項目の候補を選定。
- 評価基準の設定
 - ・評価指標と得点換算方法の選定。
 - ・評価の重みづけ。
 - ・検証方法とペナルティの設定。

周辺住民から総合評価落札方式を採用した理由の説明を求められることがあります。

評価方法の決定★

- 技術提案募集の決定
 - ・公告等の内容決定。

総合評価の基準、最低限満たすべき要求・要件などの評価方法については、あらかじめ入札公告や入札説明書に明記する必要があります。

公告等の実施

- 技術提案審査の実施
 - ・技術提案の内容の確認。

技術提案審査の実施

- 技術提案の評価
 - ・入札提案の評価。

落札者の決定★

- 提案内容の履行確認
 - ・検証の実施。
 - ・履行検証とペナルティ。

結果の公表後、非落札者から、その理由の説明を求められた場合には、きちんとした対応と説明が必要です。

工事の評価

※ 地方自治体において実施する場合は、図中の3つの★の段階で、学識経験者2名以上から意見を聞くことが規定されています。詳しくは、「地方自治法施行令 第167条の10の2」他で規定される手続きを参照して下さい。

3. 具体的な実施手順

1 評価項目の設定

何を評価するか

総合評価落札方式では、最低価格でなくても評価項目で高い得点を得て、評価値が最も高いものが落札者となります。従って、評価項目として何を設定するかが非常に重要です。

当該工事の種類、場所、特殊条件などを勘案し、色々と想定できる評価項目の中で、当該工事を実施するにあたりその影響を受ける周辺住民や整備されるインフラの利用者、ひいては納税者にとって、価格以外の要素でメリットのある項目を設定しなければなりません。

COLUMN

ここがポイント・評価項目

●評価項目の数

- ・設定する評価項目の数についての規定はありません。
- ・標準的な案をベースに、工事の効果を高め、工事の影響をより小さくすることが可能かを検討し、技術提案を求め評価項目を設定してください。

●評価の重み付け

- ・複数の評価項目を設定する際には、各評価項目間の重み付け(設定する項目間の配分)が必要です。

<参考例>

効果を発揮する期間……………工事期間の一部 < 供用期間全般

提案の対象……………工事目的物本体 > 仮設物

地元や社会のニーズの大きさ……………生活環境保全と生態系保全

生活環境の方が「大」(大都市中心部)

生態系の方が「大」(希少種生息地)

2 評価基準の設定

評価指標の設定

評価項目を評価する際のモノサシが評価指標です。

評価指標は定量的評価指標と定性的評価指標があります(p.10のコラム参照)。

また、ひとつの評価項目に対して評価指標はひとつとは限りませんから、工事の特性に応じて、よりの確に把握できるものを選定することが重要です。

「騒音(工事中)」に関して用いられる指標

- **騒音値**：工事期間中の最大騒音値→山間部でやむを得ず鳥類繁殖期に施工。
- **継続日数**：騒音を伴う工事の工期→住宅地が近接した都市周辺部での夜間工事。
- **騒音対策**：低騒音型機械の導入など→学校などが近接した場所での昼間工事。

評価方式の設定

評価方式とは、算定された評価指標を「得点」や「その他コスト」に換算する方式です。換算にあたっては、評価指標の最低限度や最高限度の範囲を定めておく必要があります。

定量的な評価指標を用いた評価方法の範囲と換算方式の設定例

- **評価指標**：騒音値(工事期間中の騒音の最大値)を指標とする。
- **評価範囲**：工事期間中の最大値75dBを性能等の下限(標準案で達成できる範囲)とし、65dBを上限(これ以上の低減は期待できない状態)として、10dB低減までを評価。
- **換算方法**：
 - ①標準案(75dB)を満足する積算工事価格を求める。
 - ②騒音値を65dBに低減するために必要な防護策の改良に必要な工事費用を仮想積算し、10dB改善に要する費用増加分を予定価格と比較(増加5%)。
 - ③工事騒音10dBを低減した場合、加算点5点を設定。
 - ④1dBの改善につき0.5点を付与する。

ペナルティ

入札時の提案内容が万一履行されない場合を想定し、契約時にその内容と水準を明確に提示したペナルティ事項を決めておく必要があります。

ただし、積極的な技術提案意欲がそがれるような過度の重責とならないように配慮することも忘れてならないことです。

3 技術提案の審査と評価

技術提案の募集

入札公告にあたっては、当該工事が総合評価落札方式であることを明記し、性能等に関して求められる要求要件や評価基準を明示しなければなりません。

また、当該工事が、設計や施工方法に対する技術提案を求めるものであることも明示し、積極的な技術提案の促進を図るようにしてください。

COLUMN

ここがポイント・入札公告

入札公告等で提示すべき総合評価に関する事項

●入札公告または技術資料収集に係る事項

- ①当該工事が総合評価落札方式であること。
- ②技術提案書を提出すること。V E 提案ではなく、標準案で施工しようとする場合には、標準案による施工計画を提出すること。
- ③V E 提案の採否については、競争参加資格の確認通知に合わせて通知すること。
- ④資料作成説明会を実施すること(資料作成説明会を実施する場合)。
- ⑤資料ヒアリングを実施すること(資料ヒアリングを実施する場合)。
- ⑥技術提案で求める性能、機能、技術等の要求要件、および評価基準。
- ⑦総合評価の方法と落札者決定の方法。

●入札資料または技術資料作成の要領

- ①上記内容の詳細。
- ②V E 提案が競争参加資格に反映されること。審査にあたっては、施工の確実性、安全性、費用等について評価すること。
- ③前項③の事項。V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付すること。V E 提案と標準案の双方を提出した建設業者は、V E 提案が適正と認められなかった場合、その理由の説明を求め、苦情の申立てを行うことができるものとする。
- ④V E 提案が、その後の工事で一般的に普及した場合は、無償で使用できるものとする。ただし、特許を有する提案についてはこの限りではないこと。
- ⑤V E 提案が適正と認められたとしても、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に関する責任が軽減されるものではないこと。
- ⑥性能等に関わる提案が履行できず、再度施工が困難である場合、また再度の施工が合理的でない場合は契約金額の減額、損害賠償を行うこと。

技術提案の審査

総合評価落札方式は入札時V E方式の一類型ですから、提案されたものの審査にあたっては、入札時V Eに準じて実現性、有効性を確認することが必要です。技術提案に伴う新しい技術についての適用実績や効果の検証方法等について資料提出が必要であることや、必要に応じてヒアリング等によってその内容確認をすることを入札公告等の段階で明記してください。

4 履行検証

履行検証の目的

契約内容通りのものが竣工するというのは、どのような工事においても最低限守られなければならないことですが、こと総合評価落札方式では、標準的な方法と異なる工事方法や技術を用いて工事のハードとソフト面の質の向上を目指すものですから、契約通りに工事が履行されたのかどうかの質の検証は非常に重要です。

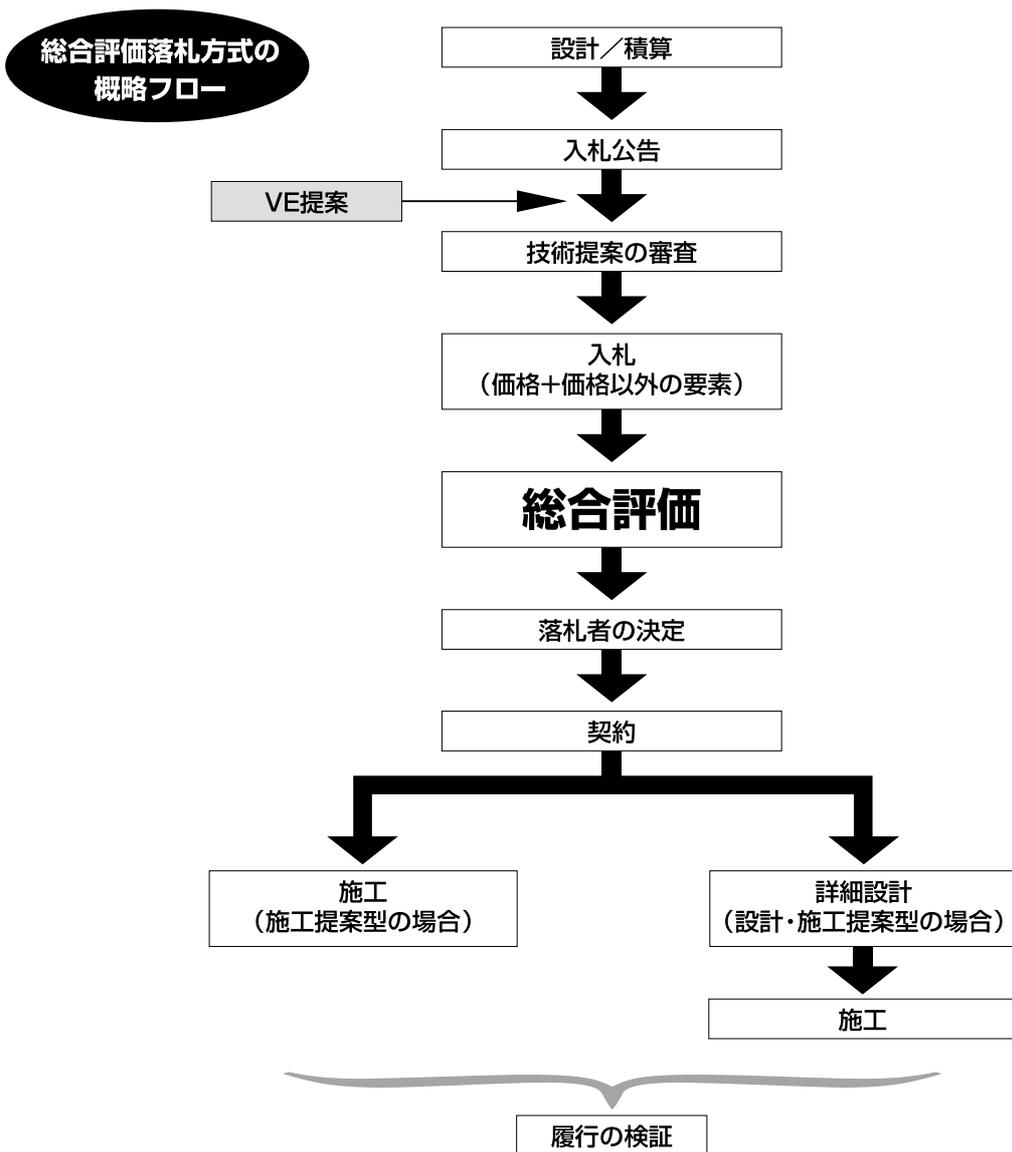
また、公正さを維持する上でも欠かせないものです。

履行検証の内容

当該工事が関係法令を遵守して行われたかどうかの検証は言うまでもないことですが、総合評価落札方式では、契約に盛り込まれた性能等の向上の成果がきちんと達成されているかどうかの検証を行わなければなりません。

また、契約された内容の中には、周辺住民や利用者に対する工事途中での影響の低減といったことが含まれる場合があります。このような場合、契約内容が履行されたかどうかの検証は、完了検査の段階では、確認が困難ですから、適切な時点、期間を設定して、履行検証することが必要です。

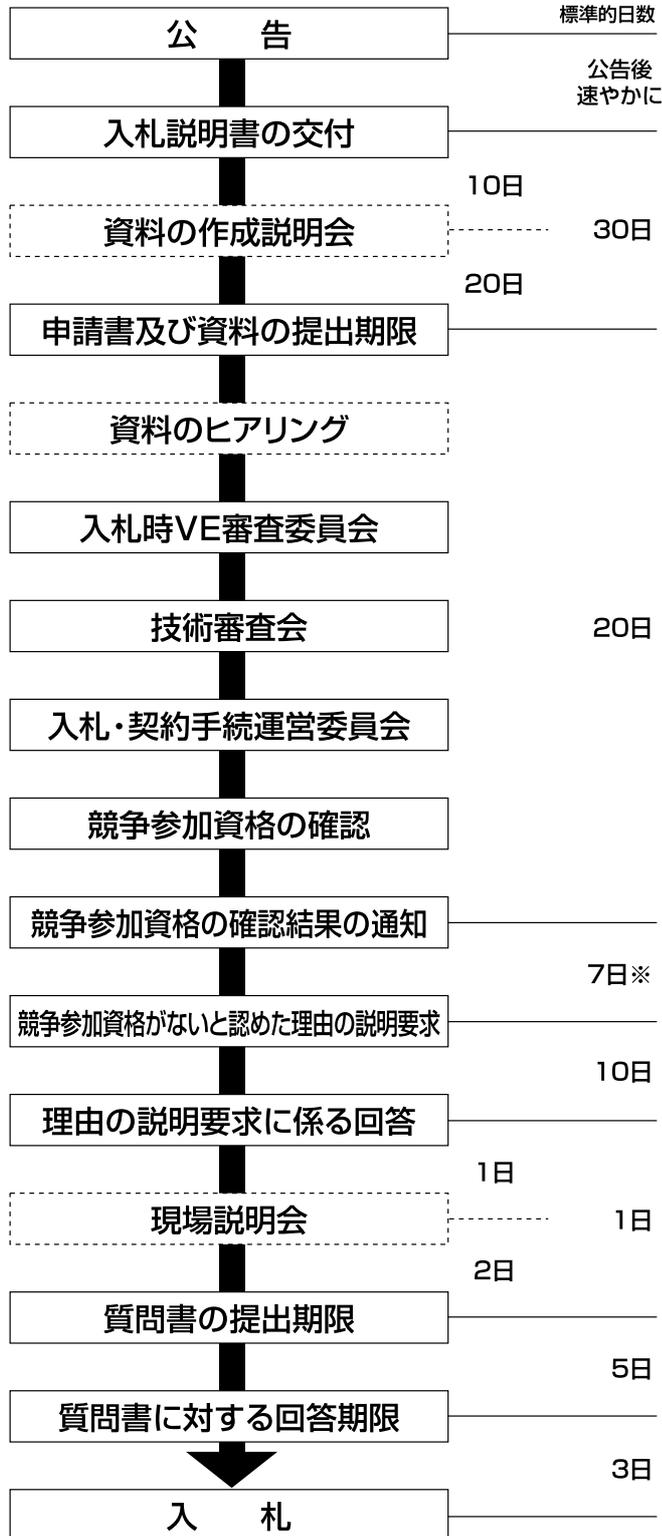
契約内容が履行されていない場合にはペナルティを課すこととなりますので、検査の方法等について、受注した企業等と疑義が生じないようにしておくことが重要です。



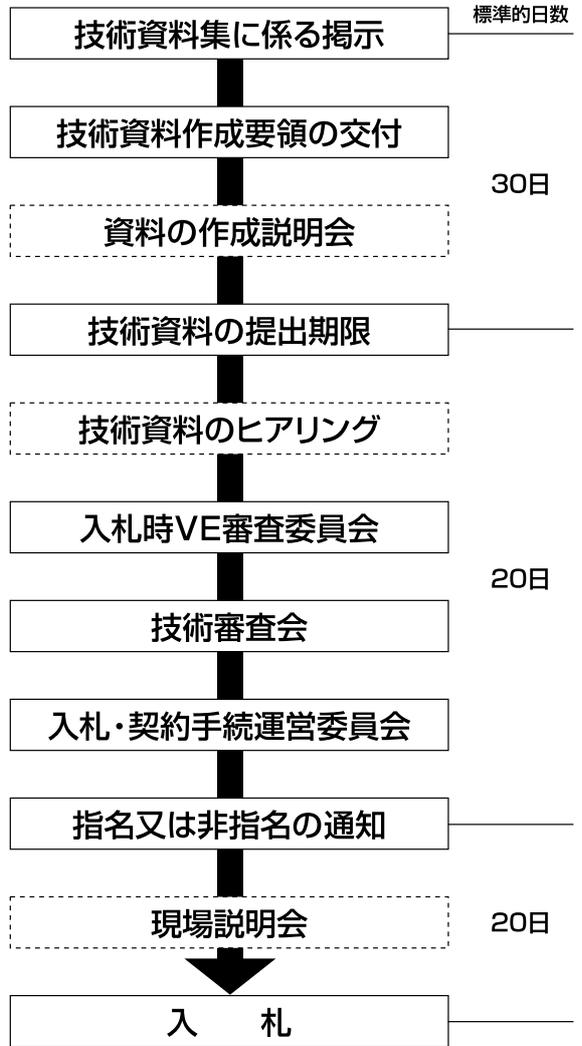
参 考

国土交通省における
総合評価落札方式の標準手続きフロー

<一般競争入札方式の場合>



<公募型競争入札方式の場合>



※土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

総合評価落札方式に関するもっと詳しい内容は…

「公共工事における総合評価落札方式の手引き・事例集(改訂第2集案)」を、ご参照ください。

(下記相談窓口、または <http://www.nilim.go.jp/lab/peg/index.htm> にて入手できます)

総合評価落札方式全般についての相談窓口

国土交通省 大臣官房技術調査課 工事入札契約担当 課長補佐
☎ 03-5253-8111 (内線 22334)

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総合技術政策研究センター 建設マネジメント技術研究室室長
または工事入札契約関係担当主任研究官
☎ 0298-64-2211 (内線 3771 または 3775)

各地域の相談窓口

国土交通省 北海道開発局 事業振興部 工事管理課 工事評価管理官
☎ 011-709-2311 (内線 5484)

国土交通省 東北地方整備局 企画部 技術開発調整官
☎ 022-225-2171 (内線 3120)

国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術開発調整官
☎ 048-601-3151 (内線 3120)

国土交通省 北陸地方整備局 企画部 技術開発調整官
☎ 025-266-1171 (内線 3120)

国土交通省 中部地方整備局 企画部 技術開発調整官
☎ 052-953-8131 (内線 3120)

国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術開発調整官
☎ 06-6942-1141 (内線 3120)

国土交通省 中国地方整備局 企画部 技術開発調整官
☎ 082-221-9231 (内線 3120)

国土交通省 四国地方整備局 企画部 技術開発調整官
☎ 087-851-8061 (内線 3120)

国土交通省 九州地方整備局 企画部 技術開発調整官
☎ 092-471-6331 (内線 3120)

沖縄総合事務局発注工事に関するご相談窓口

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 技術管理官
☎ 098-866-0031 (内線 3115)